

静岡県薬第 560 号  
令和 3 年 11 月 16 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 石川 幸伸

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬等の調剤に対応する薬局のリスト化  
調査について（依頼）

標題の件について、静岡県健康福祉部長から別添写（令和 3 年 11 月 16 日付け衛薬第 705 号）のとおり依頼の通知があったので、会員への周知及び積極的な登録にご協力をお願いします。

特に、静岡県健康福祉部長通知の別紙「調査項目」について、「2. 対応薬局の要件」のうち（1）の「0410 事務連絡」対応可能かつ（4）の薬局機能情報提供制度で「時間外対応」「24 時間対応」「地域輪番制への参加」のいずれかを「有」と報告している薬局については積極的な登録をお願いします。

また、「3. 対応薬局のリスト化に当たっての事項」のうち（7）については医薬品の安全使用のための業務手順書に「他薬局への医薬品の譲渡、譲受」について定めのある薬局については積極的にチェックを入れるようお願いします。

なお、薬局機能情報提供制度で薬局のメールアドレスを報告している薬局については県から直接調査依頼が送られるとのことですので、ご承知いただくとともに、今後新型コロナウイルス感染症の経口治療薬等について、供給が逼迫した際に備えて登録薬局の中から拠点となる薬局を選定するための調整を各地域薬剤師会とさせていただき予定があることを申し添えます。

※本通知は静岡県薬剤師会のホームページ「薬剤師の皆さまへ」に掲載予定です。

※調査期限（初回）は令和 3 年 11 月 24 日（水）ですが、以降も調査は継続されリストが更新されます。（初回調査リストは 11 月 26 日までに国に報告されますので、できるだけ多くの薬局の登録をお願いします。）

担当：静岡県薬剤師会事務局；瀬川、杉井

電話：054-203-2023／054-203-2028

E-mail：kenyaku@shizuyaku.or.jp



衛 薬 第 705 号  
令和 3 年 11 月 16 日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬等の調剤に対応する薬局  
のリスト化調査について（依頼）

日頃から、本県の薬事行政に御理解、御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の国内での薬事承認と流通開始に向けて、今般、別添とおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医薬・生活衛生局総務課から連名で「新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」の事務連絡がありましたのでお知らせします。

当該治療薬が安定的に供給されるまでの間、国が所有した上で、一定の対応ができる薬局等に配備される予定です。

については、本県においても各地域の薬局での調剤対応を含め、患者に必要な治療薬を滞りなく提供できる体制を構築するため、対応可能薬局のリスト化に伴う別紙の調査に御協力いただくよう、貴会会員に周知をお願いします。

なお、当該治療薬の各薬局、医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細については、国から追って示されますことを申し添えます。

また、今後、各地域の状況に応じて調整等を依頼しますので、御協力をお願いします。

担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班  
電話番号 054-221-2412



## 新型コロナウイルス感染症の経口治療薬等の調剤に対応する薬局のリスト化調査

### 1 調査目的

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬等の調剤に対応する薬局（以下「対応薬局」という。）をリスト化し、各地域の薬局での調剤対応を含め、患者に必要な治療薬を滞りなく提供できる体制を構築する。

### 2 調査対象

対応薬局としてリストへの掲載を希望する薬局

### 3 対応薬局の要件

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡。以下「0410 事務連絡」という。）「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や薬剤の配送等の対応ができること。
- (2) 夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応含む）ができること。
- (3) 調査内容を公表すること（厚生労働省への提供を含む）に同意すること。

### 4 調査方法

ふじのくに電子申請システムによる調査

[https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=5118](https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5118)



- (1) **「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック**
- (2) 利用規約を確認の上、同意いただける場合は、「同意する」をクリック
- (3) メールアドレスを入力
- (4) 届いたメールに記載された URL にアクセスし、回答

### 5 調査期限（初回）

令和3年11月24日（水）

※期限後も4の方法で調査を継続し、随時リストを更新

### 6 その他

- (1) 経口治療薬の供給量が限られる場合、リストに掲載された薬局に配備される予定です。
- (2) 対応薬局においては、0410 事務連絡及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への薬剤の配送方法に係る留意事項について」（令和2年4月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に留意してください。
- (3) 対応薬局の要件を満たさない場合にはリストに掲載しません。

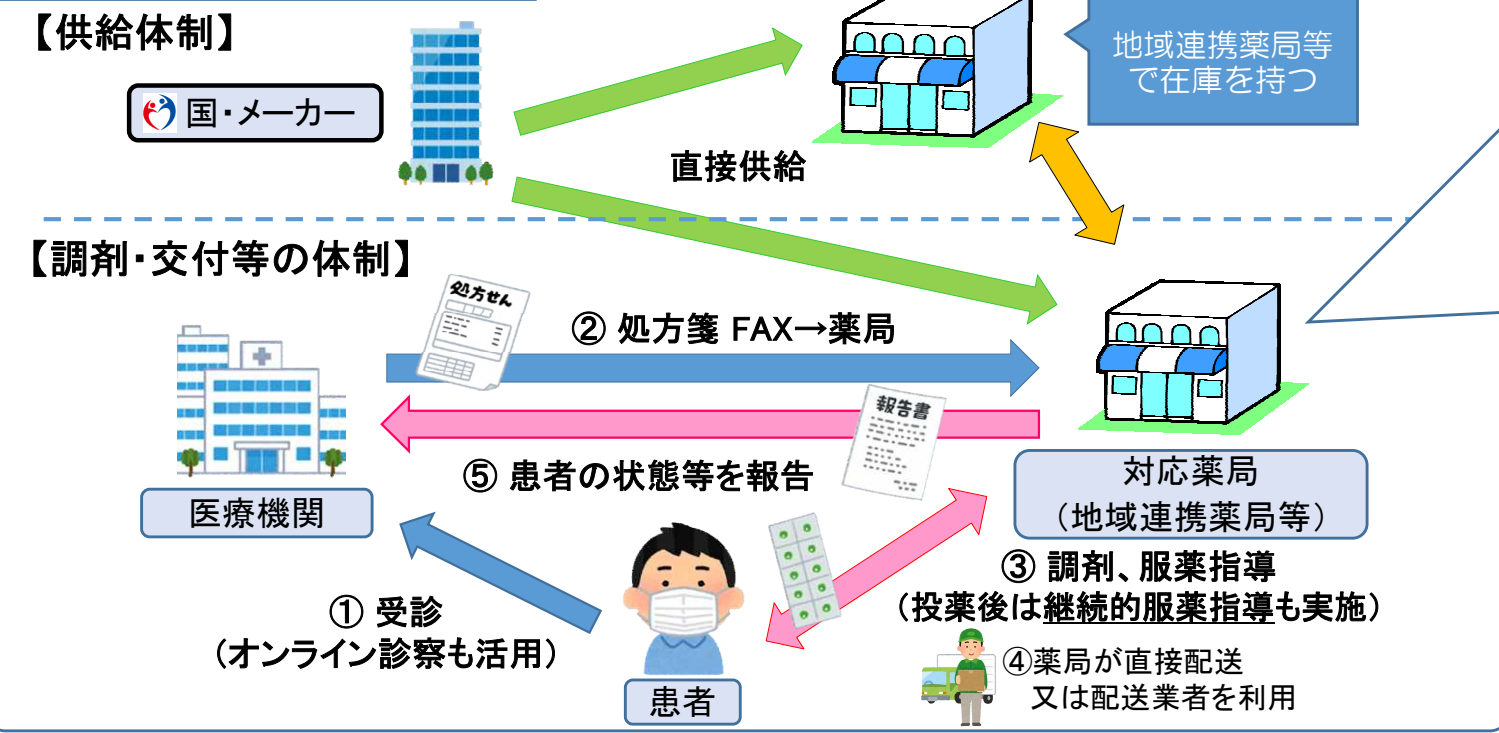
<調査項目>

	区分	調査項目
1	基本情報	(1) 回答者氏名 ※非公表
		(2) 薬局の名称、所在地（郵便番号含む）
		(3) 薬局の電話番号、FAX 番号、メールアドレス
2	対応薬局の要件	(1) 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡。以下「0410 事務連絡」という。）の「2. 薬局における対応」で示された対応が可能ですか。
		(2) 新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅療養者や宿泊施設の療養者（以下「自宅療養者等」という。）に係る調剤への対応は可能ですか。
		(3) 今後、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の院外処方箋に基づく調剤に対応していただけますか。
		(4) 夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応含む）は可能ですか。（薬局機能情報提供制度の報告項目「時間外の対応」「24時間対応」「地域輪番制への参加」に該当する薬局）
		(5) 今後、新型コロナウイルス感染症経口治療薬の院外処方に基づく調剤に対応していただける薬局として、貴薬局の情報を静岡県ホームページ等で公表することに同意いただけますか。
3	対応薬局のリスト化に当たっての事項 (対応薬局の要件を全て満たす薬局)	(1) 保険薬局コード(7桁)
		(2) 開局日・開局時間
		(3) 開局時間外・緊急時の電話番号
		(4) 年末・年始の開局予定
		(5) 薬剤の配送方法（複数選択可） ①従業員が患者宅に直接届ける（非対面での受渡し） ②配送業者等の利用 ③その他（ ）
		(6) 従業員が患者宅に直接届ける（非対面での受渡し）が可能な場合、当日に対応可能な県内市町の範囲（市区町名）
		(7) 新型コロナウイルス感染症の経口治療薬を一定数量備蓄し、必要に応じて地域の他の薬局への融通を行っていただけますか（供給の役割を担っていただけますか）。 ※他の薬局との医薬品の譲渡、譲受について手順書に記載
		(8) これまで自宅療養者等の院外処方箋（解熱鎮痛剤、咳止め等の対症療法薬）の対応をした実績はありますか。

# 薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品供給体制の整備について

- 今後、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬が国内で実用化された場合、供給量が限られる場合には、安定的な供給が可能になるまでの間は一般流通を行わず、厚生労働省が所有した上で、医療機関からの処方に基づき必要な患者に届くよう配分
- 特に自宅療養者等に対して、外来診療後に院外処方として処方される場合には、自宅療養者等に適切かつ迅速に、必要な治療薬を滞りなく提供できるよう、地域の薬剤師会、医師会、医薬品卸売業者等の関係者と連携の上、地域において対応する薬局（以下「対応薬局」という。）をあらかじめリスト化して治療薬を配備する体制の構築が必要

## 薬局で調剤・交付する場合の流れ



**対応薬局の要件(概要)**

- 1 「自宅療養者等の治療体制に対応・協力する薬局(地域連携薬局を含む)」のうち、以下の条件を満たす薬局
  - 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を実施できること。
  - 早急に薬剤を交付する必要があることから、
    - ・配送については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者の家族等に来局を求める等、工夫して対応できること。
    - ・夜間・休日、時間外、緊急時の調剤対応(輪番制による調剤対応含む)ができること。
- 2 作成したリストの公表に同意できること。

・各薬局・医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細については追って示される予定  
 ・承認の目途、供給量及び処方できる医療機関の条件については現時点では未定

## 調査の概要等

- 対応薬局の要件の該当するか、各事項について、アンケート形式で調査を実施し、対応薬局のリストを作成する。
- 対象 全薬局
- 依頼方法 県薬剤師会、保健所経由で依頼ほか
- 回答方法 ふじのくに電子申請システム

(参考・関連する事務連絡)  
 ・今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対する保健・医療提供体制の整備について(令和3年10月1日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)  
 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡)

事務連絡  
令和3年11月9日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る  
医薬品提供体制の整備について

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、Ⅱ.（5）自宅療養者等の治療体制として、地域の医療関係者と協議・調整した上で、自宅療養者等に対する医薬品の提供体制について、想定される需要に対応する仕組みを構築すること等をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬が国内で実用化された場合は、新たな治療の選択肢が増えることが期待されますが、供給量が限られる場合には、安定的な供給が可能になるまでの間は一般流通を行わず、厚生労働省が所有した上で、医療機関からの処方に基づき必要な患者に届くよう配分することが想定されます。特に自宅療養者等に対して、外来診療後に院外処方として処方される場合には、自宅療養者等に適切かつ迅速に、必要な治療薬を滞りなく提供できるよう、地域の薬剤師会、医師会、医薬品卸売業者等の関係者と連携の上、地域において対応する薬局（以下、「対応薬局」という。）をあらかじめリスト化して治療薬を配備する体制を構築する必要があります。

つきましては、地域の薬剤師会、医師会、医薬品卸売販売業者等の関係者と協力・連携を図り、別紙1により地域の実情に応じた医薬品提供体制を整備して頂くようお願いいたします。

都道府県におかれては、必要に応じて保健所設置市・特別区と連携を行い、別

紙1の1に従い、別紙2で対応薬局をリスト化し、とりまとめの上、令和3年11月26日(金)までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(戦略班)まで提出をお願いします。同日を一旦の取りまとめ期限としますが、リストの更新・再提出については、同日以降も適宜受付いたします。

各薬局・医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細については、追ってお示しいたします。

なお、本件に関しては、日本薬剤師会及び日本医師会に情報提供しておりますことを申し添えます。

**【問合せ】**

<本件全体に関すること>

新型コロナウイルス感染症対策推進本部(戦略班)

[corona-kusuri@mhlw.go.jp](mailto:corona-kusuri@mhlw.go.jp)

[03-5253-1111](tel:03-5253-1111) (内線 8027)

<薬局に関すること>

医薬・生活衛生局総務課(薬局担当)

[hanbai-site@mhlw.go.jp](mailto:hanbai-site@mhlw.go.jp)

(別紙1)

薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る  
医薬品提供体制の整備について（依頼事項）

1. 対応薬局のリスト化

- 地域において新型コロナウイルス感染症の経口治療薬（薬事承認された抗ウイルス薬）の調剤に対応する薬局（以下、「対応薬局」という。）をリスト化し、地域の医療機関等と共有すること。
- 対応薬局のリスト化に当たっては、以下に記載する体制が構築できるよう地域の薬剤師会と十分に調整を行い、二次医療圏に少なくとも1薬局以上となるようにすること。
- 対応薬局は、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における自宅療養者等の治療体制に対応・協力する薬局（地域連携薬局を含む）のうち、以下（ア）（イ）のいずれも満たす薬局とすること。

（ア）「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）（以下、「令和2年4月10日事務連絡」という。）「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や薬剤の配送等の対応を行うこと。

（イ）夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応含む）を行うこと。
- 可能な限り手に入りやすい形で、患者に必要な治療薬を滞りなく提供できる体制を構築することが重要であることから、対応薬局については、令和2年4月10日事務連絡の2.（4）に沿って、医療機関から送付された処方箋に基づき、患者宅へ直接薬剤を届ける体制や、地域の運送業者と連携して配送する体制など、患者が薬局に来所せずに手に入る体制の構築を検討すること。その上で、こうした体制が構築可能な薬局をリストに掲載すること。
- リストに掲載する薬局については、別紙2の様式に従い、薬局名、所在地、連絡先、開局時間外や緊急時の連絡先等を記載しておくこと。



- 対応薬局は、地域における新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関との連携体制や、住民の居住状況など、地域の実情を勘案することが重要であり、地域によって偏りがないう、地域の薬剤師会、医師会、医薬品卸売販売業者等とよく調整すること。

## 2. 留意事項等

- 薬局から患者宅等に薬剤を届ける場合における配送費等については、「薬局における薬剤交付支援事業」が活用可能であること。
- 処方・調剤の流れ、医療機関と薬局の連絡等の手順（その際、患者の状態や療養環境、入院調整の有無等に関する情報の共有なども考慮）を確認できるようにしておくこと。
- 医療機関と薬局が適宜連携して対応できるようにするため、医療機関の緊急連絡先も薬局に共有できるようにしておくこと。
- なお、薬剤の総供給量が限られ、厚生労働省が所有した上で配分するようなケースにあっては、地域において円滑に治療薬が配備されるよう、対応薬局の中で、ある程度の在庫を持ち、リストに掲載された他の薬局において経口治療薬が必要となることを見込まれる場合に、その薬局に対して医薬品を供給する役割を担う薬局を定める等の対応も考えられる（地域連携薬局を活用するなど）。そうした対応をとる場合には、リスト中「供給の役割を担う薬局」の欄にその旨を記載すること。供給の役割を担う薬局は、地域の医薬品提供体制の確保のため、他の薬局から求めがあった場合には、対応すること。

